第2回玄海町立小中学校基本構想等検討委員会

- 1. 開 会
- 2. 委員について
- 3. あいさつ(会長)
- 4. 協議
 - (1)提案・協議の進め方と関連項目とのつながり
 - (2)提案•協議
 - ①児童生徒数の提案・協議
 - ②一クラスの人数及びクラス数提案・協議
 - ③普通教室の大きさ提案・協議
 - ④普通教室数の提案・協議
 - (3)先進校視察の提案

視察校:福岡市立照葉小中学校

西南学院小学校、中学校、高等学校

視察日:平成24年5月21日~25日で調整中

5. 次回日程の確認

平成24年4月17日(火) 18時30分から

6. 閉 会

Ⅱ. 提案・協議

1. 児童生徒数の提案・協議

(1) 根拠

小中一貫校の児童生徒数は、以下の通りとする。 (単位:人)

	小学校			4	学校		合計			1 学年
	児童数			児童数 生徒数		児童生徒数			あたり	
年度		男	女		男	女		男	女	
平成 27 年度	356	180	176	197	103	94	553	283	270	61.4
平成 28 年度	326	158	168	212	115	97	538	273	265	59.8
平成 29 年度	323	160	163	198	98	100	521	258	263	57.9
平成 30 年度	306	152	154	201	98	103	507	250	257	56.3

[※]平成23年度出生児が平成30年度に新1年生となります。

(2)提案内容

区分	内 容						
第1案	玄海町内に在籍する児童生徒数のみで学校を維持する						
	玄海町内に在籍する児童生徒に加えて、以下のいずれかを組み合わせる。						
第2案	(1) 県内他市町からの児童生徒の受け入れを考慮する						
免 4 采 	(2) 県外児童生徒の受け入れを考慮する						
	(3) 外国人児童生徒の受け入れを考慮する						

2. 一クラスの人数及びクラス数提案・協議

(1) 主な事例

区	分	秋田県教委	山形県教委	栃木県教委	長野県教委	京都府教委	山口県教委
小学校	1 2 3 4 5 6	30人程度 (学年2学級以上) 40人	33人 (学年2学級以上)	35人以下	35人以下	30人程度	35人
中学校	1 2 3	30人程度(学年2学級以上)		35人以下	40人	35人	
導入	年度	平成13年度	平成13年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成14年度
少人数指導による期待される成果	学習 面	(2) クラス全体の中で 一人の子どもが表現でき る時間と機会が増えるた め、学び合いについて考 えを確かめたり、深めた り、広げたりする機会	人に目が行きを発にして を発にして を発にして を発にして を発にして が可能となる。 (2) 理解した を理解がな感にした を投えたいとに向と を表しているよう。 でするのでは、 でするのできるのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでする。 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでするのでは、 でするのでするのでは、 でするのでするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでするでは、 でするのでするのでは、 でするのでするのでする。 でするのでするのでする。 でするのでするのでする。 でするのでするのでする。 でするのでするのでする。 でするのでする。 でするのでするのでする。 でするのでする。 でするのでする。 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするでするでするでするでするでするでするでするでするでするでするでするでするで		じ、初期のつまづきに丁寧に対応できる。(3) 1 学期の早い時期	面の双方に効果がある。 (2) 基礎学力の定着には、ティームティーチングや少人数授業が特に効果的である。	度や興味・関心に応じた 指導がよりできるように なる。
	その他		席や不登校の減少、学力 の向上などが期待でき る。	徒間の良好な関係が構築 される。 (2) 問題行動等の予防	なる。	(1) 学級経営上も効果 的である。	(1) 教師と子ども、子ども同士の触れ合いが深まる。

(2) 提案内容(平成27年度を基準)

	提案1 = 栃木県教委 「小中1年生35人学級、他40人学級」			2=山口県 学級35人学		提案3=山形県教委 「全学級33人学級」		提案4≒京都府教委 「全学級30人学級」					
学年	H.	学級	人	1クラス あたり	学級	人	1クラス あたり	学級	人	1クラス あたり	学級	人	1クラス あたり
	1	2	55	27.5	2	55	27.5	2	55	27.5	2	55	27.5
	2	2	46	23	2	46	23	2	46	23	2	46	23
小	3	2	54	27	2	54	27	2	54	27	2	54	27
学	4	2	64	32	2	64	32	2	64	32	3	64	21.3
校	5	2	54	27	2	54	27	2	54	27	2	54	27
	6	2	78	39	3	78	26	3	78	26	3	78	26
	計	12	351	29.3	13	351	27	13	351	27	14	351	25.1
	1	2	64	32	2	64	32	2	64	32	3	64	21.3
中学	2	2	68	34	2	68	34	3	68	22.7	3	68	22.7
一校	3	2	64	32	2	64	32	2	64	32	3	64	21.3
	計	6	196	32.7	6	196	32.7	7	196	28	9	196	21.8
合	計	18	356	19.8	19	356	18.7	20	356	17.8	23	356	15.5

※いずれのパターンも特別支援学級は、小学校2学級、中学校1学級とする。

(3) 参考資料

①国による35人学級実施の経緯

学校が抱える課題に適切に対応し、子どもたち一人ひとりに質の高い教育を行えるようにするため、少人数学級の実現を行う。

子以が記える味趣に適切に対応し、」ともにり 八しとりに真。	2回く教育を目れるようにするため、ラバ数子級の天光を目り。
課題	期待される成果
・暴力行為や不登校などが学校における深刻な問題の発生	・理解度や興味・関心に応じたきめ細かな指導が可能
・障害のある子どもや外国人の子どもなど特別な支援を必要とする	・発言・発表機会が増え授業参加がより積極化
子どもたちの増加	・教室にゆとりが生じ様々な教育活動が可能
・授業時数や指導内容が増加する新学習指導要領が完全実施。	・教員と児童生徒の間の関係が緊密化
	・生徒指導上の課題に即した個別指導の充実
	・幼稚園からの円滑な移行により小1プロブレムに対応

3. 普通教室の大きさ提案・協議

(1) 教室の定義

区 分	内 容
普通教室	特別教室、多目的教室及び少人数授業用教室以外の教室をいう。
	(根拠)公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目
特別教室等	教科専用の教室(理科室、生活室、音楽室、図画工作室、美術室、技術室、
	家庭科室、外国語)及び準備室、多目的教室(新世代型学習空間等)、特別
	支援学級教室、視聴覚室、実習室、学校図書館(室)、進路資料・指導室、
	自立学習室及び準備室、保健室・教育相談室(心の教室)
	(根拠)学校における教育の情報化の実態等に関する調査

(2) 現在の教室

学校	校舎面積	1 教室面積	天井高
有徳小学校	2,862 m²	64.8 m²	3m
値賀小学校	2,814 m²	63.0 m²	3m
有浦中学校	4,537 m ²	63.0 m ²	3m
値賀中学校	3,508 m²	63.0 m²	3m

(3) 提案内容

	内 容	備考
第1案	面積:64.0㎡	・宇治市小中一貫校:64.0 ㎡
	高さ:3 m	・飯塚市小中一貫校:64.0 ㎡
第2案	面積:74.0㎡程度 高さ:3m	・公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目に定める面積:74.0 ㎡・三条市:小1~2年80.0 ㎡
		・三条前: 小 1~2 年 80.0 m 小 3~6 年 64.0 ㎡ 中 1~3 年 72.0 ㎡

(4) 参考

①教室等の室内環境の在り方について(文部科学省による調査研究結果)

ア) 現在の普通教室面積の基準

昭和25年「鉄筋コンクリート造校舎の標準設計」の教室(63 m²)

イ) 現在の教室天井高の基準

平成17年「建築基準法施行令」改正

学校の教室で床面積が $50\,\mathrm{m}^3$ を超える教室の天井高について、 $3\mathrm{m}$ 以上とする規制は撤廃された。(ただし、居室の天井の下限は、 $2.1\mathrm{m}$)

- ウ) 教室の計画・設計上の留意点
 - a)空間構成等(広さ等)

教室の広さは、学齢段階や、クラス人数による密度感のほか、持ち物や教材などの量や収納方法等について十分考慮して計画することが重要である。

4. 普通教室数の提案・協議

(1) 提案内容

	内 容	備考
第1案	学級数と同数の普通教室を配置する	学級数×1
		(公立学校施設費国庫負担金等に関
		する関係法令等の運用細目)
第2案	普通教室は配置しない。	川﨑市立はるひ野小中学校中学部
	教科教室型運営方式により、教科毎に	(H20年4月開校)
	教室を移動する	

(2) 参考

①川崎市立はるひ野小中学校 中学部

対象	8年生(中学2年)、9年(中学3年)
目的	・高校への進学や高校との接続を考慮する。
	・教室が変わることで、気持ちの切り替えを行う。
拠点	・ホームベース (HB) を拠点とし、ロッカー、ソファー、机を配置。
	・HB の広さは、教室の $1/2$ 。壁は可動式で隣接する教室とつなぎ、 1.5 ・室
	分の広さになる。
	・HBと隣接している教室がホームルームとなる。
	・HBにはクラス運営に関する資料のみを掲示。
教科教室	・教科毎に設置してある教室に生徒が移動し、授業を受ける。
	・国語、社会、数学、理科、英語の教科教室を有する。
	・教科の先生が、子どもたちに何を学ばせたいかを考えて、資料を掲示して
	いる。先生たちの独創性が現れる。
効果・反応	・施設面に関する学校評価では、8割以上が高評価。
	・教科教室型高校進学した子どもたちは、とまどいもなく授業に入れる。
その他	・教科教師ステーションを設置する。
	・美術等の作品は、教科教室前のオープンスペースに展示。

